

審査基準整理票

処 分 名	大津市立公民館の施設使用料の減免		
根拠法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和42年条例第39号)	(条項) 第8条	
基準法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に 関する規則 (平成元年規則第37号)	(条項) 第8条 第4条第1項	
所管部署	教育委員会事務局 生涯学習課 公民館・社会教育グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 大津市立公民館使用料減免に関する取扱基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[施設使用料の減免基準]</p> <p>施設使用料の減免基準については、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第8条及び大津市教育機関に係る施設の使用料等に関する規則第4条第1項（大津公民館を除く。）の規定によるものとし、同条例第8条第3号に規定する「その他市長が特別の事由があると認めたとき。」は、大津市立公民館使用料減免に関する取扱基準の「その他市長が特別の事由があると認めたとき」に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 公共的利用、公益性があるもの</p> <p>(2) 政策的に行うもの</p>			

参 考

[根拠法令等]

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例

第 8 条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用料等又は附属設備の使用料等(以下「使用料等」と総称する。)を減免することができる。

- (1) 法第 22 条に規定する事業に該当すると認めたとき。
- (2) 公用又は公益を目的とするとき。
- (3) その他市長が特別の事由があると認めたとき

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則

第 4 条 教育施設の使用料は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減免する。

- (1) 本市及び大津市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合 全額
- (2) 公共的な団体又は機関が、各教育施設の設置目的に応じた事業で公益に資すると認められるものに使用する場合(博物館の企画展示室を使用する場合を除く。) 全額
- (3) 市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規程する児童福祉施設が実施する事業に使用する場合 全額

2 略

3 略

4 前 3 項に定めるほか、教育施設の使用料を特に減免する必要があると認める場合及びその額は、その都度市長が定める。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。